

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月二日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第四十五号

東京都北区公印規則の一部を改正する規則

東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一専用北区印の部4の3の項中「、通知カード用」を削り、同部4の4の項を削り、同表専用東京都北区福祉事務所長印の部に次のように加える。

35 の 4
同
同
同
健康福祉部北 部地域保護担 当課長付北部 地域保護担当 主査

別表第二35の3の項の次に次のように加える。

35の4	北部地域	東京都北区	福祉事務所長印	保護事務専用
------	------	-------	---------	--------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都  
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和三年六月二日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第四十六号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和三年九月三十日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則（令和三年三月東京都北区規則第十一号）は、廃止する。

東京都北区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月四日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区規則第四十七号

東京都北区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成九年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改める。

第三条中「第九項」を「第十五項」に改める。

第四条第一項中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式中

「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改める。

別記第四号様式中「第9号」を「第15号」に改める。

付 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十六日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第四十八号

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区営住宅条例施行規則（平成十年二月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「~~五~~・~~六~~・~~四~~・~~七~~」を削り、「~~廿~~」を「~~又~~」に、「~~三~~」を「~~三~~」に改める。

別記第十五号様式を次のように改める。

区 営 住 宅 収 入 申 告 書

年 月 日

東京都北区長 殿

住宅名・部屋番号	北区営	アパート	号室
氏 名		☎ 電話	—

私及び同居者の前年（ 年 月 日～ 年 月 日）の収入に関して、東京都北区営住宅条例第16条により、下記のとおり証明書を添えて報告します。

記

氏 名	続 柄	生年月日	所得の 種 類	年間所得額	諸 控 除 該 当 欄 (○印を記入)							職業	勤務先 又は 事業所	同居・別居 の別 (○印 を記入)		備考		
					一 般	扶 養 老 人	特 定	障 害 者 普 通	特 別	寡 婦	ひ と り 親			同 居	別 居			
	本 人			円														
				円														
				円														
				円														
				円														
				円														
				円														
計	人 (扶養親族 人)			円														

別記第十八号様式中「寡夫」を「ひとり親」に改める。  
別記第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式（第19条関係）

区営住宅使用料減免申請書												
								年 月 日				
東京都北区長 殿												
住宅名・部屋番号		北区営			アパート			号室				
氏 名								㊟				
私は、下記の状況にありますので、使用料の減額又は免除を申請します。												
記												
使用料 円					近傍同種の住宅の家賃 円							
世帯の状況	氏 名	続 柄	年 齢	収入の種類	収 入 金 額	特別控除（○印を記入）						
						扶養者		障害者		寡婦	ひとり親	
						一 般	老 人	特 定	普 通	特 別		
		本 人	歳	-----	円							
			歳	-----	円							
			歳	-----	円							
(理由) 該当する項目に ㊟印を付けて ください。		<input type="checkbox"/> 災害により著しい損害を受け、特に費用を要する。 <input type="checkbox"/> 引き続き10日以上区営住宅の全部又は一部を使用することができない。 <input type="checkbox"/> 収入が著しく低額である。  <input type="checkbox"/> 病気等のため、常時臥床の状況にあり介護を要する65歳以上の高齢者がいる。 <input type="checkbox"/> 難病により介護を要する者がいる。 <input type="checkbox"/> 公害病により介護を要する者がいる。 <input type="checkbox"/> 介護を要する障害者がいる。  <input type="checkbox"/> 高齢者世帯 （主たる生計の維持者が、65歳以上のものの世帯） <input type="checkbox"/> 母（父）子世帯 { ① 子供が2人以上の場合は、そのうち2人が高校生以上（同等の学校を含む。ただし、未成年者）であること。 ② 子供が1人の場合は、就学前の幼児であること。 <input type="checkbox"/> 心身障害者世帯 { ① 身体障害者手帳1・2級 ② 愛の手帳1～3度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級 <input type="checkbox"/> 結核等患者世帯 { ① 東京都医療費助成実施要綱で定める結核等の患者がいる世帯 ② 公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯 ③ 公害病に係る医療費の助成により医療券交付を受けている世帯 <input type="checkbox"/> その他（ ）										

別記第二十五号様式の二を次のように改める。

第25号様式の2 (第23条関係)

区営住宅保証金減免申請書												
								年	月	日		
東京都北区長 殿												
住宅名・部屋番号		北区営			アパート			号室				
氏 名								㊟				
私は、下記の状況にありますので、保証金の減額又は免除を申請します。												
記												
使用料 円					近傍同種の住宅の家賃 円							
世帯の状況	氏 名	続 柄	年 齢	収入の種類	収 入 金 額	特別控除 (○印を記入)						
						扶養者		障害者		寡婦	ひとり親	
						一 般	老 人	特 定	普 通	特 別		
		本 人	歳	-----	-----							
			歳	-----	-----							
			歳	-----	-----							
(理由) 該当する項目に ㊟印を付けて ください。		<input type="checkbox"/> 災害により著しい損害を受け、特に費用を要する。 <input type="checkbox"/> 引き続き10日以上区営住宅の全部又は一部を使用することができない。 <input type="checkbox"/> 収入が著しく低額である。 <input type="checkbox"/> 病気等のため、常時臥床の状況にあり介護を要する65歳以上の高齢者がいる。 <input type="checkbox"/> 難病により介護を要する者がいる。 <input type="checkbox"/> 公害病により介護を要する者がいる。 <input type="checkbox"/> 介護を要する障害者がいる。 <input type="checkbox"/> その他 ( )										

別記第三十三号様式中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

付 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十六日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第四十九号

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区高齢者住宅条例施行規則（平成九年十月東京都北区規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式を次のように改める。

高齢者住宅使用者収入申告書

年 月 日

東京都北区長 殿

住宅名・部屋番号	号室
氏名	Ⓣ 電話 ー

私の前年（ 年 月 日～ 年 月 日）の収入に関して、東京都北区高齢者住宅条例第15条の規定により、下記のとおり証明書を添えて報告します。

記

氏名	続柄	生年月日	所得の種類	年間所得額	諸控除該当欄（○印を記入）					職業	勤務先 又は 事業所	同居・別居 の別（○印 を記入）		備考
					一般	扶養 老人	特定	障害者 普通	特別			寡婦	ひとり親	
	本人			円										
				円										
				円										
				円										
				円										
				円										
				円										
				円										
				円										
計	人 (扶養親族 人)			円										

別記第九号様式及び第二十四号様式中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

付 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

東京都北区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則及び東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十八日

東京都北区長  
花川 與惣太

東京都北区規則第五十号

東京都北区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則及び東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

（東京都北区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正）

第一条 東京都北区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年三月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。  
第一条の次に次の三条を加える。

（積極的疫学調査等命令書）

第一条の二 法第十五条第八項の規定により質問又は調査に応ずべきことの命令を行うとき、又は行つたときは、別記第一号様式により通知しなければならない。

（検体提出等勧告書）

第一条の三 法第十六条の三第一項（法第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）及び法第四十四条の七第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告を行うとき、又は行つたときは、別記第一号様式の二により通知しなければならない。

（検体採取措置書）

第一条の四 法第十六条の三第三項（法第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）及び法第四十四条の七第三項の規定により検体採取の措置を行うとき、又は行つたときは、別記第一号様式の三により通知しなければならない。

第二条中「別記第一号様式」を「別記第一号様式の四」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（検体提出等命令書）

第八条の二 法第二十六条の三第一項及び法第二十六条の四第一項の規定（これらの規定が、法第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）並びに法第五十条第一項の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出若しくは検体採取の命令を行うとき、又は行つたときは、別記第七号様式の二により通知しなければならない。

（検体収去等措置書）

第八条の三 法第二十六条の三第三項及び法第二十六条の四第三項の規定（これらの規定が、法第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び

法第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。並びに法第五十条第一項の規定による検体若しくは感染症の病原体の無償での収去若しくは検体採取の措置を行うとき、又は行つたときは、別記第七号様式の三により通知しなければならない。

第二十一条中「別記第二十二号様式」を「別記第二十四号様式」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（報告又は協力の求め）

第二十一条 法第四十四条の三第一項及び法第五十条の二第一項の規定により報告又は協力の求めを行うとき、又は行つたときは、別記第二十二号様式により通知しなければならない。

2 法第四十四条の三第二項及び法第五十条の二第二項の規定により報告又は協力の求めを行うとき、又は行つたときは、別記第二十三号様式により通知しなければならない。

別表備考第一号(3)を削る。

別記第一号様式を別記第一号様式の四とし、別記第一号様式から第一号様式の三までとして次の三様式を加える。

第 年 月 日 号

\_\_\_\_\_様

東京都北区保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に  
基づく質問又は調査に応ずべきことの命令について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）  
\_\_\_\_\_の規定により、下記のとおり質問又は調査に応ずべきことを  
命令します。

記

1 対象者

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 住 所 \_\_\_\_\_

2 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

3 命令の理由

当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるため

4 その他

- (1) 質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合は、法第81条の規定により、30万円以下の過料に処されることがあります。
- (2) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記（2）の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日 号

\_\_\_\_\_ 様

東京都北区保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に  
基づく検体の提出又は採取に応じるべきことの勧告について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 \_\_\_\_\_  
の規定により、下記のとおり検体の提出又は採取に応じるべきことを勧告します。

記

1 対象者

(1) 氏名 \_\_\_\_\_

(2) 住所 \_\_\_\_\_

2 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

3 期限

4 勧告の理由

当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため

5 その他

この勧告に従わない場合、保健所は検体採取の措置を実施することがあります。

第 年 月 日 号

\_\_\_\_\_ 様

東京都北区保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に  
基づく検体採取の措置について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 \_\_\_\_\_  
の規定により、下記のとおり検体採取を措置します。

記

1 対象者

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 住 所 \_\_\_\_\_

2 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

3 採取日時等

採取日時	
採取場所	
方 法	

4 措置の理由

当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため

5 その他

(1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第四号第六号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

\_\_\_\_\_の」や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）\_\_\_\_\_の」に

「（3）この勧告に従わない場合、保健所は入院の措置をすることがあります。」

「（3）入院期間中に逃げたときは、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。」

（4）この勧告に従わない場合、保健所は入院の措置をすることがあります。」

始め。

第六号第六号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律\_\_\_\_\_の」や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）\_\_\_\_\_の」に

「（2）入院期間中いつでも、保健所に対して退院を求めることができま

す。この場合、保健所は、\_\_\_\_\_の確認を行います。これが確認された場合、この措置に

基づく入院は終了します。」  
「（2）入院期間中いつでも、保健所に対して退院を求めることができま



の」や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）」の」

「（２） 上記の入院期間の経過後、入院を継続する必要があると認められるときは、{10日・30日}以内の期間を定めて、入院の期間を延長することがあります。」

「（２） 上記の入院期間の経過後、入院を継続する必要があると認められるときは、{10日・30日}以内の期間を定めて、入院の期間を延長することがあります。」

（３） 入院期間中に逃げたときは、法第80条の規定により、50万円以下の過料に処されることがあります。」

「（３）」を「（４）」と、「（４）」を「（５）」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第 年 月 日 号

\_\_\_\_\_様

東京都北区保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく  
 検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体採取に応ずべきことの  
 命令について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律\_\_\_\_\_の  
 規定により、下記のとおり検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体採取に応ず  
 べきことを命令します。

記

1 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

2 命令の理由

当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため

3 提出又は採取の対象

4 提出又は採取を実施すべき期限及び方法

期 限	
方 法	

5 その他

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日 号

\_\_\_\_\_様

東京都北区保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく検体若しくは感染症の病原体の収去又は検体採取の措置について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律\_\_\_\_\_の規定により、下記のとおり検体若しくは感染症の病原体の収去又は検体採取を措置します。

記

1 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

2 措置の理由

当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため

3 収去又は採取の対象

4 収去又は採取を実施する日時及び方法

日 時	
方 法	

5 その他

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第九号様式及び第九号様式の二中

患者氏名		性別	
------	--	----	--

を

患者氏名	
------	--

に改める。

別記第二十号様式及び第二十号様式の二中

患者氏名		性別	
------	--	----	--

を

患者氏名	
------	--

に、「退職家族」を

「~~別記第二十二号様式~~」に改める。

別記第二十二号様式中「~~別記第二十一号様式~~」を「~~別記第二十四号様式~~」に改め、同様式を別記第二十四号様式とし、別記第二十一号様式の次に次の二様式を加える。

第 年 月 日 号

\_\_\_\_\_様

東京都北区保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に  
基づく報告又は協力の求めについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 \_\_\_\_\_  
の規定により、下記のとおり報告又は協力を求めます。

記

1 対象者

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 住 所 \_\_\_\_\_

2 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

3 報告又は協力の内容

4 報告又は協力を求める期間

5 報告又は協力を求める理由

当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため

第 年 月 日 号

\_\_\_\_\_様

東京都北区保健所長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に  
基づく報告又は協力の求めについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）  
\_\_\_\_\_の規定により、下記のとおり報告又は協力を求めます。

記

1 対象者

(1) 氏 名 \_\_\_\_\_

(2) 住 所 \_\_\_\_\_

2 感染症の名称

類 型	感染症
疾 病 名	

3 報告又は協力の内容

4 報告又は協力を求める期間

5 報告又は協力を求める理由

当該感染症のまん延を防止するため必要があると認められるため

6 その他

(1) 協力の求めに従わない場合は、法\_\_\_\_\_の規定により、入院  
の勧告を行うことがあります。

(2) (1)による勧告に基づき入院した場合は、法第37条第3項の規定により、入  
院費用の一部又は全部の自己負担が発生することがあります。

（東京都北区保健所長委任規則の一部改正）

第二条 東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「十三」を「十九」とし、「ミ」から「十二」までを「ス」から「十八」までとし、「メ」を「ヒ」とし、「その次に次のように加える」。

モ 法第四十四条の七第一項の規定による検体の提出又は採取の勧告

セ 法第四十四条の七第三項の規定による検体採取の措置

第一条第三号中「ユ」を「エ」とし、「ノ」から「キ」までを「マ」から「シ」までとし、「キ」の次に次のように加える。

ノ 法第二十六条の三第一項の規定による検体又は感染症の病原体の提出の命令

オ 法第二十六条の三第三項の規定による検体又は感染症の病原体の収去

ク 法第二十六条の四第一項の規定による検体の提出又は採取に「応ずべき」との命令

ヤ 法第二十六条の四第三項の規定による検体採取の措置

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(以下「新規規則」という。)(別表の規定は、令和三年七月一日以後の入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)(第十九条若しくは第二十条(これらの規定が、法第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合、法第二十六条において準用される場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)(又は法第四十六条の規定による入院をいう。以下同じ。)(に係る自己負担(新規規則第十条第五項の自己負担をいう。以下同じ。)(の額の認定について適用し、同日前の入院に係る自己負担の額の認定については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第五十一号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

付則第七項の見出しを削り、同項中「保険料（令和元年度分及び令和二年度分の保険料であつて、納期限が令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に属するものに限る。」を「前項各号に掲げる保険料」に改め、同項を付則第八項とし、付則第六項の次に次の見出し及び一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の特例）

7 条例付則第十一条に規定する規則で定める保険料は、次に掲げる保険料とする。

一 令和二年度相当分の保険料であつて、令和二年度末に被保険者の資格を取得したことに等により、納期限が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属するもの

二 令和三年度分の保険料であつて、納期限（特別徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）

が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属するもの

付則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第五十二号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

付則第六条の見出しを削り、同条中「保険料（令和元年度分及び令和二年度分の保険料であつて、納期限が令和二年二月一日から令和三年三月三十一日までの間に属するものに限る。）」を「前条各号に掲げる保険料」に改め、同条を付則第七条とし、付則第五条の次に次の見出し及び一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者等に係る保険料の減免の特例）

第六条 条例付則第十条に規定する規則で定める保険料は、次に掲げる保険料とする。

一 令和二年度相当分の保険料であつて、令和二年度末に第一号被保険者の資格を取得したこと等により、納期限が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属するもの

二 令和三年度分の保険料であつて、納期限（特別徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属するもの

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第五十三号

東京都北区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成十五年三月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「地区計画」を「地区計画等」に改める。

第一条中「東京都北区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を「東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」に改める。

第三条中「第十八条第五項」を「第十八条第十六項」に改める。

別記第一号様式中「東京都北区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を「東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」の「通り」を「とおり」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に、「自動車庫その他」を「自動車又は自転車の停留又は駐車のため」の施設（誘導車路、操車場及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積」を「建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積」に改める。

別記第二号様式中「取下げたい」を「取り下げたい」に、「東京都北区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則」を「東京都北区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第2条関係）

第 号 許 可 通 知 書 申請者 住所 氏名					
年 月 日付で申請のあった につい ては、東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例第 条 第 項の規定により許可したので通知します。なお、許可の条件は下記のとおり です。					
年 月 日					
東京都北区長 印					
記					
1 2					
1 建築主の住所・氏名	電話 ( )				
2 代理人の住所・氏名	電話 ( )				
3 敷地の地名地番	東京都北区				
4 地域・地区					
5 建築物の主要用途			6 工事種別		
7 構造			8 最高の高さ・階数	地上 m	地下 階
	申請部分	申請以外の部分	合計	12 敷地面積に対する割合	13 敷地面積に対する割合
9 敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
10 建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	%
11 延べ面積	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	m <sup>2</sup> ( )	%	%
14 備考					

別記第四号様式及び第五号様式中「東京都北区豊区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則」を「東京都北区豊区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則」に改める。

付 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。